

これまでの専門部会における「条例に盛り込む内容」についての意見等

◆目的

- 条例制定検討の出発点は、今の子ども達がかっこよく笑顔に、もっと自分達の人生の主人公になるために。西東京全体の取り組みの根拠のひとつとして条例ができればよい。西東京市の子ども達の状況が非常に悪いとか、子どもの施策が不十分ということではない。
- 子どもの権利だけが保障されることはない。条例でも子どもに関わる人、子どもの支援者の支援をどうすることが必要かということも問題になっていく。

◆児童福祉法改正

- 様々な対策をとっても、虐待・通告件数が増え続けたことから、2016年に児童福祉法の理念が約70年ぶりに改正された。児童虐待に対応する取組の推進には画期的で非常に大きなこと。
- 第1条では、主語が「全て国民」→「すべての児童」に変わった。そして、「その他福祉を等しく保障される権利を有する」として、福祉が権利として位置づけられ、権利の主体であることが明示された。
- 第2条では、意見が尊重されること、「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されることが記載。
- 第3条では、第1・2条が児童の福祉を保障する原理であるとされ、全ての児童に関する法令の施行にあたって常に尊重されなければならないとしている。
- 改正された児童福祉法の理念を生かしていく。国際的な考え方と、具体的な条例としたときにはどうなっていくのかという点を皆さんと議論していきたい。

◆子どもの権利／子どもの権利条約

- 日本の子どもに関する法律は、子どもを守るというもの。子どもが権利を持って行使することを支援する法律はほぼない。
- 世界的に、幼いうちに死んでしまうこと、児童労働従事、ストリートチルドレン、少年兵等の子どもに関する非常に深刻な問題が、子どもが自ら状況を発信できないがゆえに静かに進行していた。本来子どもが持っている権利が奪われているということで、国連が子どもの権利条約に取り組んだ。
- 権利意識の萌芽は自分が大切にされているという実感である。
- 子どもは主体であるという部分が非常に大事。（未来の担い手、子どもは宝。という言葉は、子どもが現在の社会の構成員であることを忘れさせる。）
- 権利は不可譲・不可分
- いじめや貧困の問題であっても一部の権利侵害でなく、遊ぶ権利、学ぶ権利等々の様々な権利が侵害されていて、権利を総合的に考えていくことが大切。
- 子どもの権利条約は子どもの権利保障のグローバルスタンダードであり、日本では法律よりも上位規範。行政はこの条約を実施することが義務付けられている。
- 「子どもの差別の禁止」、「子どもの最善の利益の確保」、「命の権利を大切にしていくこと」、「子どもの意見の尊重」の4つが一般原則・基本
- 自由でいるためにはお互いの権利を尊重しないと行けない。ということは、子どもの方がよく分かっ

ている。実際にワークショップをした際の結果である。他人の権利を尊重しながら、自分の権利を行使するという身を身につけることが重要である。

- 子どもは差別を受けやすい。子どもの権利条約の差別禁止事項は非常に手厚い。

◆子どもの最善の利益

- コレが！というものは規定されていない。子どもにとってもっとも良いことは何かということを第一義的に考慮される権利が子どもにはある。実際に何かを判断するときには子どもの意見を聴いて、これが最善の利益であるというふうに考えることが重要。

◆市民参加

- このような条例は、市民がこの条例と一緒に実現するということが決定的に重要である。市民の力なしに条例が効果的に実施されるということはない。

◆子どもに優しいまち

- ユニセフによると、子どもに優しいまちとは、子どもの権利条約を実現しようとするまちである。基本理念は条約の4つの一般原理であり、9つの要素をあげている。
- 西東京市で進めている「子どもの居場所づくり」というのは、この要素に加えるべきものである。
- 子どもに優しいまちの鍵となる要素に独立した相談救済の機構をつくりなさい。というものがある。地方自治法では、そのような機関を想定しておらず、規定もない。条例で根拠づけることになる。

◆専門部会の運営

- 条例の考え方や規定、その規定に基づく制度や取組があることによってどう変わっていくのか。よりよく変えていくためにどういうことが必要だと考えるのか。ということで発言してもらおう。それを基にしながら皆で条文案を検討していければいい。

◆子どもの権利のカタログ（条例に盛り込む権利の内容）

- 子ども達へのメッセージとして。施策の検証や計画策定の柱となるように、より分かりやすく作っている自治体が多い。
- 多治見市は、権利のカタログの考え方は全て前文に記載してある。
- 松本市は、前文で「すべての子どもにやさしいまち」として、子どもたちの意見を入れながら6項目を示している。

◆条例の文体

- 分かりやすい言葉を使うだけでなく、その言葉と市のほかの条例の言葉との関連を明確にしないと条例は動かない。
- 子どもに分かりやすく「ですます調」やルビをふっているところはある。

◆取組み・施策のテーマ

- 基本的には自治体、親、地域の大人に対して何かを義務付けたり責務を明確にしたりしている。
- 松本市では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有すると同時に、その責任が果たせるように支援されると規定されている。

◆取組みの主体

- 子どもの役割を定めるべきか。子どもの権利を保障する条例なので、多くの自治体では規定していない。（岐阜市では子どもに義務を課している。）

◆取組みの推進・条例の実施状況の検証

- 行動計画をつくって、それを検証する仕組みを持っている自治体が一定数ある。
- 考え方次第だが、西東京市の場合は、子育て・子育てワイワイプランのような総合的な計画があり、そこと連動させる方法もあるだろう。
- 川崎市は、専門家からなる委員会を設置して、条例の実施状況の検証を行っている。
- 青森市は、児童福祉審議会の一部門に検証を任せている。
- 既存の委員会に役割を持たせるのか、新たな委員会を作るのかは自治体の状況に応じて考えていくことになる。

◆子ども参加の仕組み

- 川崎市、松本市、豊田市では「子ども会議」を設置している。1年間等の期間を設けて、公募の子ども達が運営。意見を自治体に提案して、自治体はその意見を尊重して施策を進めていく。というものの。
- 子ども関係の施設では、運営に子どもが参加することを制度化しているところもある。
- 仕組みを作ってもそれをどう使うかは大人次第。すばらしい仕組みがあるというだけで判断してしまうのは不十分である。（効果的な活用ができていない。形骸化している。という問題もある。）

◆子どものSOSを受け止める機関

- 条例の効力が最も必要。
- 公的な独立機関は、地方自治法で想定されていない。そのため、条例で根拠とか独立性の担保とかを規定している自治体がある。
- 独立した機関は最終的に市民がその必要性や活動を監視しなければ動かないため、毎年報告書をつくっている。

◆総合条例

- 子どもたちの実態、意思・意向、西東京市の行政の取組み状況、関係機関や市民社会での子ども支援・子どもの権利を大切にす取組み等を総合して条例を検討したい。

◆部会員意見

- 最大の権利は「生きる権利」。生きる権利を子ども達にどう与えていくかということを市民に説明していく必要があるんじゃないかと思う。
- 「差別」「自殺」について、少し考えたい。今の子どもは他人を意識したものがとても強く感じられる。
- 「いじめ」の問題は、文科省側はいじめをする子ども、傍観する子どもに対しての指導に向いてしまう。いじめられた子どもは自分で抱えるか逃げるしかないというのが実状。
- 「食べられない」子どもについて考えたい。
- 子どもの最善の利益のために、自分はこれをしなくてはいけないな、という想いを持つ形になるといい。
- 子ども達が安心して意見をきちんと言って参加できるという雰囲気づくりはとても重要である。
- 条例を作ったからといって、身近なことに反映されるのか、全くイメージが湧かない。施策がはまっ
て、何かよくなるのだろうか・・・。
- 子どもの権利を大切にしている取組はたくさんある。それを自覚するということと、条件をよりよくしていくためにどうすべきか。意見を出してもらえたら・・・。
- 改正前の児童福祉法は、「すべて国民は～」と記述されていて、主語を自分に変えて考えると分かりやすかった。子どもが主体で記述されるようになり、他人事に受け止めたり、大人側からすると抵抗を感じる人も多いのでは・・・伝わりやすいものにしていきたい。
- 子どもの参加のなかで、子どもが自分の意見を言い、これは自分達のための条例なんだと思えるようにしていくことが大事。子どもと一緒に考えて作っていくところを丁寧に行っていきたい。
- 中学生の自死がやはり大きな出来事であった。虐待は通告のシステムが整ったことに伴い、事例がどんどん増えている。虐待といじめ対応は必須。
- 自分がいじめられているということについて、すごく我慢をする子が多い。また、西東京市は不登校が多い。そのあたりの子ども達の心理を織り込んだものがほしい。心に傷のある子ども達の心理をこの条例でどのようにしていくかがとても大切だと思う。
- 自殺する子が多いように感じる。生きることの大切さを考えていくものにしたい。
- 誰を対象とするものか。子どもに対してメッセージ性のあるものにするのか。それとも市民に向けるのか。条例は自治体に実施を義務付けるものという話があったが、それでは机上のものにならないか。
→複合的な条例。子どもや市民に対するメッセージである一方、施策を推進する根拠となるので、行政に施策の実施を義務付ける部分が多くある。新たな制度の根拠にもなる。
- 複合的でメッセージ性を出すためには、前文は非常にいいと思う。
- 子どもには参加する権利がある。参加には条例を理解できるようなものにする必要があるのではないか。
- 作った条例がきちんと生きるようにPDCAサイクルみたいなものをきちんと審議する場もあるべき。
- 西東京市は子育て・子育てワイワイプランがあるので、新たに条例に基づく計画を策定すると事業がダブるだろう。条例に基づく行動計画や推進計画を作っている自治体は多いが、それは総合的な子ども計画がなかったときのものだろう。今は、国の計画を受けて策定している自治体が多い。調布市は、計画の中に条例の第**条を具体化するものという記載がある。

- 前回の条例要綱は総合条例であった。制定済みの自治体をみていると総合条例は効果があると実証済みである。西東京市も前回の検証にもなるし、総合条例を基本に考えるのがよいと思う。
- 市民参加条例があるが、市民参加に子どもはどの程度入っているのか。
- 子ども条例と他の条例（市民参加条例、いじめ防止対策推進条例）との関係性はとても大事。どう整理していくのか。どこに位置付けるのか。
- 学校現場にはどのように啓発していくのか・・・。
- 公的な第三者機関を設置する場合、既存の相談機関・救済制度（のどか、教育相談センター、要対協等）とどう関係するのか。
- 救済は、救済機関を作れば終わりではない。居場所とか、子どもの生活とどうやってうまく繋がるようにすればいいか。制度設計がないまま救済制度を作っても意味はない。条例ができあがった後、どう動くか・動かせるかということを議論しないとイケない。
- ある程度案が固まったら、各部会員が所属するところでは条例はどんな意味があるかというようなことを1回は議論したい。
- 形のいい条例でなくてよい。力の入れている場所が分かるとか、でこぼこがあっていいと思う。
- 子どもの立場に立てる環境を作っていくというような記述があるといい。子どもに関係する大人がちゃんと子どもの声を聴ける社会にしていく！ということはもっと打ち出してよいと思う。子ども自身がひとりの人間として尊重されているとか、西東京市民なんだとか、地域の一員なんだということを感じるためには、意見を聴く環境を作っていくことが求められる。